

新総合計画基本構想答申案に係る意見 新総合計画サブタイトル（愛称） 募集要項 新総合計画掲載イラスト（イメージキャラクター）

1 趣旨

総合計画は、わたしたちのまちの将来像とその実現に向け必要かつ基本的な施策を表したもので、まちづくりの指針となるものです。

現在、宇部市では、平成22年（2010年）から平成33年（2021年）までの12年間の計画期間とした新しい総合計画を策定しています。

市民、関係行政機関の職員、関係団体の役職員及び学識経験者で組織する宇部市総合計画審議会（以下「審議会」と略します。）は、市長から諮問を受け、この新総合計画の基本構想について、昨年8月から審議しており、このたび、基本構想答申案をまとめました。

審議会では、この答申案について、皆さんの意見を広く募集します。

また、併せて、新総合計画を簡潔に示す分かりやすく親しみやすいサブタイトル（計画の愛称）及び計画書に掲載するほか、これからのまちづくりを進める上でも活用できる、新総合計画をイメージしたキャラクターのイラストも募集します。

2 応募資格

市内に居住、通勤又は通学している人

市内に活動拠点をもち、本市で主に活動する団体

3 募集手続

(1) 募集期間

平成21年9月15日（火）～ 10月5日（月）

(2) 基本構想答申案の閲覧方法

文書閲覧場所

市役所1階市政資料閲覧コーナー・2階新総合計画策定室、楠総合支所市民生活課、市民センター及びふれあいセンター（公民館を除く。）

市ホームページ（[http:// www.city.ube.yamaguchi.jp/sougoukeikaku/](http://www.city.ube.yamaguchi.jp/sougoukeikaku/)）

(3) 提出方法

応募用紙は(2)の閲覧場所に備え置くほか、市ホームページからもダウンロードできます。郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください（イラストの場合は、FAXを除きます。）

なお、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は団体の所在地、名称及び代表者の氏名を明記してください。匿名や電話での応募は受け付けません。

(4) 提出先

宇部市総合計画審議会事務局（宇部市総合政策部新総合計画策定室）

・〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

・ファックス 0836-22-6008

・メールアドレス sougoukeikaku@city.ube.yamaguchi.jp

4 結果の公表

お寄せいただいた意見及び当該意見に対する審議会の考え方や修正した内容は後日公表します。なお、個々の意見に対して個別の回答は行いません。

また、サブタイトル及びイラストについては、採用された場合に限り、採用された人に記念品を贈呈し、氏名を公表するとともに、答申に併せて採用作品を市長に提案します。

(1) 公表時期

平成 21 年 11 月（時期詳細未定）

(2) 資料閲覧方法

3 の(2)に同じ。（公表期間は 1 か月）

5 イラストの応募に際しての注意事項

イラストは、市において、計画書の表紙や挿画等に採用するとともに、これからのまちづくりを進める上でも活用させていただく予定にしています。主題は特に決めておりませんので、答申案の内容を参考にされながら、新総合計画をイメージしたキャラクターのイラストを自由な発想で作成してください。

なお、事前に以下の注意事項を御確認・御了承の上、御応募ください。

- (1) 一人につき一点応募できます。また、プロ・アマは問いません。
- (2) 一点のイラストの大きさは、縦横 15cm 以内で、手書きによるものも可とします。
- (3) 募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。
- (4) 作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
- (5) 応募者は、応募事業の紹介や計画書の作成、まちづくりを進める上で、宇部市が応募作品を利用することを認めることとします。
- (6) 応募された作品は返却しません。
- (7) 採用された人は採用作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を宇部市に移転するものとします。
- (8) 採用されなかった作品の著作権は宇部市に移転しません。
- (9) 採用された人は、採用作品の一部修正・翻案を宇部市に認めることとします。
- (10) 採用された人は、宇部市が採用作品の商標・意匠の出願登録をする場合には、これを認めることとします。
- (11) 採用作品について、作品を印刷した状態で提出いただいた場合、後日画像データの提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

6 個人情報の利用目的・範囲について

提出用紙に記載された個人情報については、総合計画の策定のため及びサブタイトル等の応募者への連絡のためにのみ使用し、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。ただし、サブタイトル及びイラストの採用の場合のみ、氏名を公表させていただきます。

新総合計画について

1 総合計画の性格と役割

総合計画は、本市の最上位計画であり、以下のような性格と役割があります。

- (1) 本市が求める都市像とまちづくりの方針及び基本的施策を明らかにし、市の進むべき方向を明確に示す指針となるものです。
- (2) 市財政の長期展望を踏まえながら、まちづくりを計画的、効率的に推進する基本となるものです。
- (3) 自立的、経営的な市政運営の基礎となるものです。

2 新総合計画の構成

新総合計画は、基本構想及び実行計画により構成されます。

- (1) **基本構想**（12年間：平成22年（2010年）～平成33年（2021年））
基本構想は、本市の求める都市像と目指すべき「まちづくりの目標」を示し、これを達成するための施策体系を明らかにするものです。
地方自治法第2条第4項の規定により、その策定には市議会の議決が必要です。

今回お寄せいただいた意見も参考にして、審議会が市長に基本構想案を答申し、市長が答申を尊重しながら、12月市議会定例会に基本構想案を議案として提出します。

- (2) **実行計画**（前期、中期、後期各4年間）
実行計画は、基本構想に示される「まちづくりの目標」に向けた主要施策と数値目標を明らかにし、その進行管理の方策を定めるものです。

目標年次（平成33年（2021年））には、本市は市制施行100周年を迎えます。
総合計画審議会の開催状況を始めとした、新総合計画のこれまでの策定経緯については、市ホームページ([http:// www.city.ube.yamaguchi.jp/sougoukeikaku/](http://www.city.ube.yamaguchi.jp/sougoukeikaku/))で御覧いただけます。

（問い合わせ）宇部市総合政策部新総合計画策定室 電話：0836-34-8831・8832